

# Analysis of Transferring Farmland Rights in Terms of Social Relationships in an Intensive Agricultural Area : A case study of Kamihata settlement, Minami Awaji City, Hyogo Prefecture

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24517/00000248">https://doi.org/10.24517/00000248</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# 集約的農業地域における社会関係からみた農地移動の展開

—兵庫県南あわじ市上幡多集落の事例—

吉田 国光

I はじめに	(1)集落内 A 型の特徴
(1)問題の所在	(2)集落内 B 型の特徴
(2)研究方法	(3)集落外型の特徴
(3)研究対象地域の概要	IV 社会関係からみた農地移動プロセス
II 農業経営と社会関係	(1)農地移動の仕組み
(1)農業経営形態と集落営農の展開	(2)農地移動プロセスと農業経営の関係
(2)農地移動に関わる社会関係	V おわりに
III 農地移動プロセスの諸類型	

キーワード：農地移動，社会関係，集落営農，「家産としての農地」，淡路島

## I はじめに

(1)問題の所在 1990年代以降の日本では、農業従事者の高齢化にともなう離農が進行し、これらの離農者の農地をいかに継続的に利用して維持していくのかといった課題が表面化してきている<sup>1)</sup>。具体的な対策として、認定農業者の優遇や「担い手」と呼ばれる農家、株式会社など非農業的企業への農地集積と、集落営農に代表される集団的な農地利用が挙げられる。こうした対策に向けて特定の農家や集団に、どのように農地の権利や耕作権を移動させるのが問題とされている。これまで農地集積の実現に向けて様々な政策が実施されてきたものの、大規模化に向けた農地移動は円滑に進んでこなかった<sup>2)</sup>。さらに、小規模兼業農家が農地保有を継続することにより、農地の流動化が妨げられ、農地移動の進展は限定的なものにとどまってきた<sup>3)</sup>。

こうしたなかで、近年、全国各地の専門的な農

業経営を行う農家が大規模化に取り組むようになってきている<sup>4)</sup>。とくに、北海道や東北、北陸などでは規模拡大による収益性の向上が見込まれた大規模化が進み、大規模経営農家が成立する経営条件などについて分析が進められてきた<sup>5)</sup>。

大規模化に向けた農地移動は広く展開するようになってきたが、必ずしも規模拡大が収益性の向上に結びつかない事例も報告されている。とくに稲作では、全国平均で10aあたり113,036円の粗収益に対して、118,605円の生産費（家族労働力に対する人件費を含む）が必要とされている<sup>6)</sup>。このような地域では、経済的合理性を追求するなかで農地移動は展開していないと考えられる。

元来、農地は個別農家の経済財という役割に加え、「ムラ（以下、集落）」という社会を構成する基礎的な要素としての役割も有している<sup>7)</sup>。そのため、農地は個別農家が単なる経済財として自由<sup>8)</sup>に取引できるものではない。農地には、集落の社会的機能やある血縁集団の「家産」としての役割な

ども付帯されている。<sup>10)</sup>こうしたなかで、農地は経済活動の場という役割に加え、個別農家や個別農家から構成される社会集団などの様々な主体の利害調整を動機として維持されてきた。

このような農地の有する非経済的側面については、村落地理学や農村社会学を中心に研究がなされてきた。<sup>11)</sup>例えば、封建的な地主制や所有権と小作権の関係を分析することから、どのように農地管理や土地利用形態が整えられてきたのかについて、多くの研究蓄積がみられる。<sup>12)</sup>これらの研究を通じて、農業集落では全住民が農家であり、集落という枠組みのなかで、個別農家が経済活動として自己完結的に農地を利用していくことが、結果として集落の農地を維持していくことにつながっていたことが示されている。一方でこれらの研究の主たる目的は、集落の空間秩序や社会構造そのものの把握にあった。そのため、農地の有する経済的側面について言及することは少なかった。農地の維持と、個別農家の農業経営が果たす役割との関係は今後の課題とされ、実証的研究の蓄積が求められている。<sup>13)</sup>

さらに現在では、1つの集落内に専業農家や兼業農家、非農家が混在するようになり、農業を通じた世帯間の結びつきも変化してきている。<sup>14)</sup>兼業化や脱農家の進行により農業集落の社会構造が変化し、農地管理のあり方や土地利用形態も変化している。<sup>15)</sup>すなわち、農業に対する経済的依存度の異なる世帯が、同一の集落という社会集団に混在することにより、それまでの個別農家による自己完結的な農地利用の継続が、物理的空間である農業集落内の農地を維持するというに直結しないものとなっている。これにともなって、集落という社会集団を単位としてなされてきた農地維持のあり方も変化していると考えられる。しかし、農業集落内に非農家が増加していくなかで、農地の維持や管理のあり方がどのように変化してきているのかを検討した実証研究は少ないと指摘されている。<sup>16)</sup>また、大規模経営農家の成立などを取り

上げた研究においても、大規模化が可能な農家の経営条件や階層分化の実態の解明が主な目的となり、集落という社会集団の枠組みと農業経営との関係のなかで、農地移動に至る契機については十分に検討されてこなかった。

こうしたなかで、農地の維持に向けた農地移動に至る契機について注目した研究も少なからずみられる。それらの研究のなかで、農地の買手・借手と売手・貸手の日常生活を通じた社会関係が農地移動に至る重要な契機となることが明らかにされてきた。<sup>17)</sup>同様に、稲作の場合、集落内の地縁・血縁関係に基づいた農地移動が多いことが示され、<sup>18)</sup>施設園芸や露地野菜栽培についても同様の指摘がなされ、<sup>19)</sup>従来より農地の買手・借手と売手・貸手間の社会関係や集落などの社会集団が、農地移動や農地維持のあり方に影響を与えていることは指摘されてきた。

一方、農地の受手と出手の社会関係については、「地縁・血縁」と一括りにして結論づけられる傾向にある。日本の農業集落においては、地域内のほとんどの世帯が顔見知りで何らかの「地縁」を有している。さらに、いくつかの同族集団に所属することから「血縁」関係にある場合も多い。農業集落の社会構造が変化するなかで、農地移動の契機となる「地縁・血縁」のあり方も変化してきていると考えられる。さらに農地移動や農地維持に関わる社会関係は、農業技術と移動手段の発達により、集落を中心としたものから空間的に拡大してきている。<sup>20)</sup>例えば、従来は同一集落や隣接集落に限定されていたものから、空間的に離れた集落や他市町村にまで及ぶようになり、さらには高校などの同窓生、趣味を通じた交友関係などの結社縁が農地移動などに関わるようになってきている。<sup>21)</sup>農地移動は経済的もしくは非経済的いずれの側面から発生するにしろ、農地移動には必ず受手と出手の社会関係が契機となっている。この受手と出手の社会関係とはいかなる性質のものであり、「地縁・血縁」とは何を根拠としているのであ

うか。農地の維持に向けた農地移動が発生する仕組みを理解していくためには、その背景にある農家間の社会関係が、どのような社会集団を基盤とし、いかなる空間的広がりを持つのかを捉え、それらがいかに農地移動と関わっているのかを分析することが必要と考えられる。

これらの点をふまえ、拙稿にて農家間の社会関係に注目して農地移動プロセスを分析することから、どのように大規模化が進んできたのかを明らかにしてきた<sup>22)</sup>。農業経営の大規模化が可能な地域では農地集積が進められるなかで、「地縁・血縁」に加えて公的機関などを通じて取引相手を選定したり、より高い地代を提示する相手と農地を取引したりする事例がみられた<sup>23)</sup>。しかし、いずれの研究対象地域も大規模化に経済的合理性を見出せる地域であった。農地改革以降の日本農業の特徴として、小規模農家が農地を分散して保有することにより、農地移動は経済的合理性の追求とは異なる論理でも展開している。非経済的側面より展開する農地移動は日本農業を特徴付ける要素の1つといえるが、こうした農地移動がいかなる社会関係を契機として展開するのかは十分な検討がなされていない。農業経営の大規模化とは異なる文脈での農地移動の仕組みについて明らかにしていくことも、農地利用の維持を考えていくうえで重要になると考えられる。

そこで本研究では、小規模農家が優勢を占めるものの農地移動が進み、農地利用が維持されている地域を事例として、農地の維持に向けた農地移動プロセスに、農家間のいかなる社会関係が存在するのかを分析することから、それぞれの農地移動プロセスと農業経営との関係を考察し、農業集落という物理的空間のなかで、どのように農地が維持されているのかを明らかにする。研究対象地域としては、淡路島三原平野の中央部に位置する兵庫県南あわじ市上幡多集落を選定した。

(2)研究方法 経済的側面もしくは非経済的側面のいずれの場合においても、農地移動には、必ず

農地の受手と出手があり、両者の間に存在する地縁や血縁などの何らかの社会関係が契機となって展開している。農地の受手と出手の関係を分析することで、経済的、非経済的側面を問わずに農地移動を広い観点から考察することが可能になると考えられる。

農地移動に関わる受手と出手の関係のような人間関係を分析する手法の一つに、社会ネットワーク分析<sup>24)</sup>がある。社会ネットワーク分析とは、行為者として個人や集団が意図的・非意図的な相互行為から取り結ばれる社会的諸関係を、集団内の規範との関連のみで説明するのではなく、人間同士がつくりあう関係そのものについて分析の対象とするものである<sup>25)</sup>。

社会ネットワーク分析では、人間関係を紐帯の有無や強度、距離、媒介性などを量的に分析することが多い。しかし、農村部の人間関係は経済活動と社会生活を明確に区分できず、様々な役割のものが重なり合っている<sup>26)</sup>。それゆえに、農家間を結ぶ紐帯の重なり方に関する質的な分析が求められるが、実証的研究は緒についたばかりである<sup>27)</sup>。なお本研究では、このような様々な役割のものが重層的に結びつく、農村部に特徴的な関係を「ムラの社会関係」と呼ぶことにする。

そこで本研究では農家間の社会関係の広がりや結びつき方に注目する。これまで農家間の紐帯は、地縁・血縁と一括りにされることが多かった。しかし、地縁も近隣世帯や、近隣世帯ではないが同一集落であるなど、その集団の空間的範囲によって性質は異なる。さらに、神社や小学校、水利組合などを基盤にした複数集落にわたる集落間の関係も存在している。同様に血縁関係も、親子や姻戚、本家一分家関係、その他の親戚など親等数によって性質は異なる。本研究では、地縁を近隣、同一集落、同一地区のような空間的広がりから、血縁を親等数から分類した。さらにその他の多様な社会関係についても、それぞれの性質に応じて分類して分析の指標とした。分析には研究対象地

域における個別農家のそれぞれの農地移動を取り上げる。これらの分析に基づき、個別農家の農業経営において、それぞれの農地移動がどのような役割を果たしてきたのかを考察する。

手順としては、研究対象地域に居住する農家に聞き取り調査を行い、これまでの経営形態と自作地・借地別の農地の分布状況、貸借関係にある世帯、貸借に至る経緯に関するデータを得た。これらのデータを用いて研究対象地域における農業経営の特徴を示した。そして農地移動にかかわる社会関係を、それぞれの性格に応じて整理した。次に、1件ずつの農地移動がどのような社会関係のもとに展開してきたのかを検討した。これらの材料をもとに、農地移動にかかわる社会関係の組み合わせから農家を類型化して分析し、各類型の農地移動に至るプロセス（以下、農地移動プロセス）の特徴が、各農家の農業経営や集落内の農地維持にどのような役割を果たしてきたのかを考察した。なお本研究では、農地を供給する世帯と請負う農家の表記については、農地移動という現象に対応するものとしては出手と受手、個別の取引となる農地貸借に対応するものとしては売手や貸手、買手や借手とした。

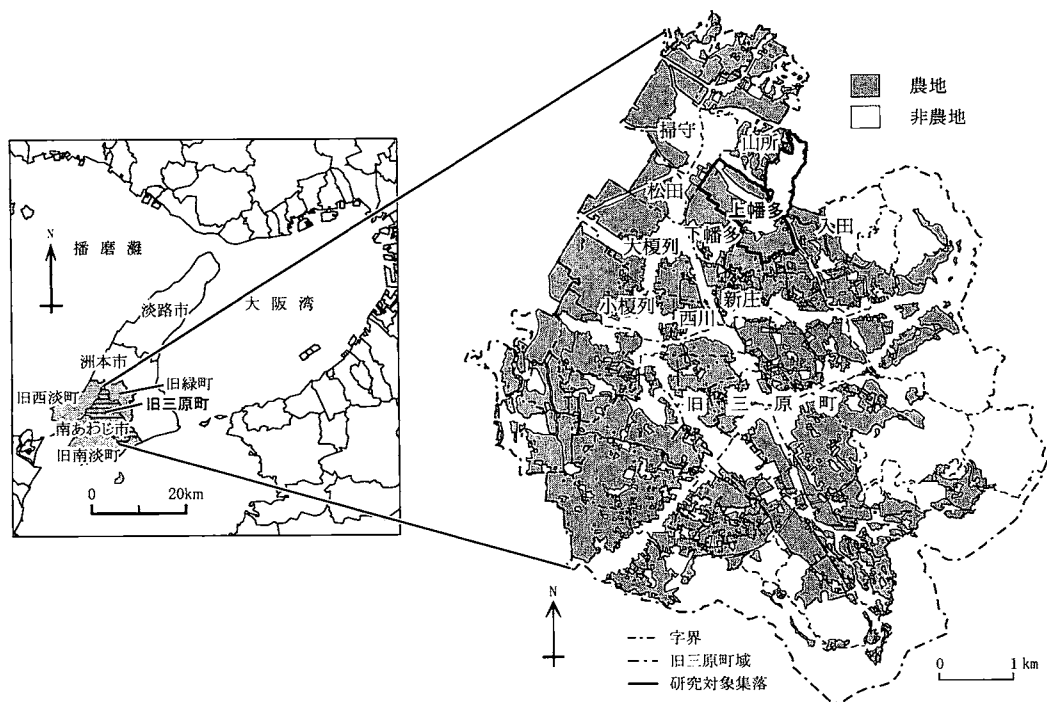
(3)研究対象地域の概要 研究対象地域に兵庫県南あわじ市上幡多集落（以下、上幡多）を選定した。三原平野は南あわじ市の旧三原町域を中心に、旧西淡町、旧南淡町、旧緑町の一部に広がる沖積平野である（第1図）。三原平野の大部分では農業的土地利用が卓越している。一方で明石海峡大橋の開通以降、小規模な住宅開発やコンビニエンスストアなどの商業施設が増加し、都市的土地利用への転換もみられる。三原平野は瀬戸内型気候区に属し、年間を通じて温暖であり、夏季は少雨である。そのため農業は周年的に行われ、農業用水を確保するためのため池が多く分布している。2005年国勢調査によると、南あわじ市の人口は52,283、人口密度は228.1人/km<sup>2</sup>（総面積229.17km<sup>2</sup>）である。人口は減少傾向にあり、65歳以上の人口

は30%弱となり高齢化も進んでいる。

南あわじ市の農業生産は、水稻やタマネギ、キャベツ、レタス、ハクサイなどを組み合わせた「三毛作」と呼ばれる年2～3作の輪作体系により展開している。農地は1年を通じて集約的に利用され、2005年現在、農地の利用率は南あわじ市全体で165.0%となり、耕作放棄地は少ない。主産品であるタマネギやキャベツ、レタス、ハクサイは秋から春にかけて市場で一定の地位を保っている。こうした耕種農業に加え、酪農と肉用牛繁殖といった畜産も盛んである。

また三原平野では、高度経済成長期より「手間替農業」と呼ばれる農地貸借が行われていた。手間替農業は、秋から春にかけての裏作期に、表作期に稲作のみを行う第2種兼業農家が専業農家や第1種兼業農家へ農地を貸し付けるというもので、おおそ集落のなかで近隣関係や血縁関係にある農家間で行われていた。<sup>28)</sup> 専業農家や第1種兼業農家が、農業労働力が不足する第2種兼業農家の農地を請け負うことにより、集落内の農地が維持されていた。

他方、稲作においては、1978年から10年計画で実施された水田利用再編対策によって生産量が減少し、三原平野においては稲作から十分な収益を上げることが困難になった。<sup>29)</sup> このことが、表作期に稲作を行う第2種兼業農家の生産意欲の減退につながった。その結果、第2種兼業農家が貸手となる農地貸借は、1980年代から裏作のみのものから、周年的なものへと移行した。2009年4月現在、南あわじ市において計118件の農地貸借が行われたが、裏作のみのものは3件のみであった。<sup>30)</sup> さらに1998年の明石海峡大橋の供用開始以降、農外就業機会が増加している。若年者を中心に労働力が農外へ流出する傾向にあり、農業従事者の高齢化が進行している。農業労働力が不足傾向にあるなかで、労働力に余力のある専業農家や第1種兼業農家が農地の受手となっている。しかし、三原平野では葉菜類を中心とした野菜作の機械化が困難



第1図 研究対象地域  
Figure 1. Study area

であり、現在のような家族経営では規模拡大による生産費の削減が難しい(第1図)。専業農家や第1種兼業農家にとっても、経済的側面からの規模拡大が望まれるものとなっていない。

研究対象地域である上幡多では圃場整備が完了し、他集落同様に経済活動としての農業の役割は低下しているとはいえ農地貸借が円滑に行われ、耕作放棄地はみられない。とくに、表作期の稲作に関わる作業は集落単位で行われ、裏作期には各農家の個人経営によって農地が維持されており、研究対象地域として好適といえる。

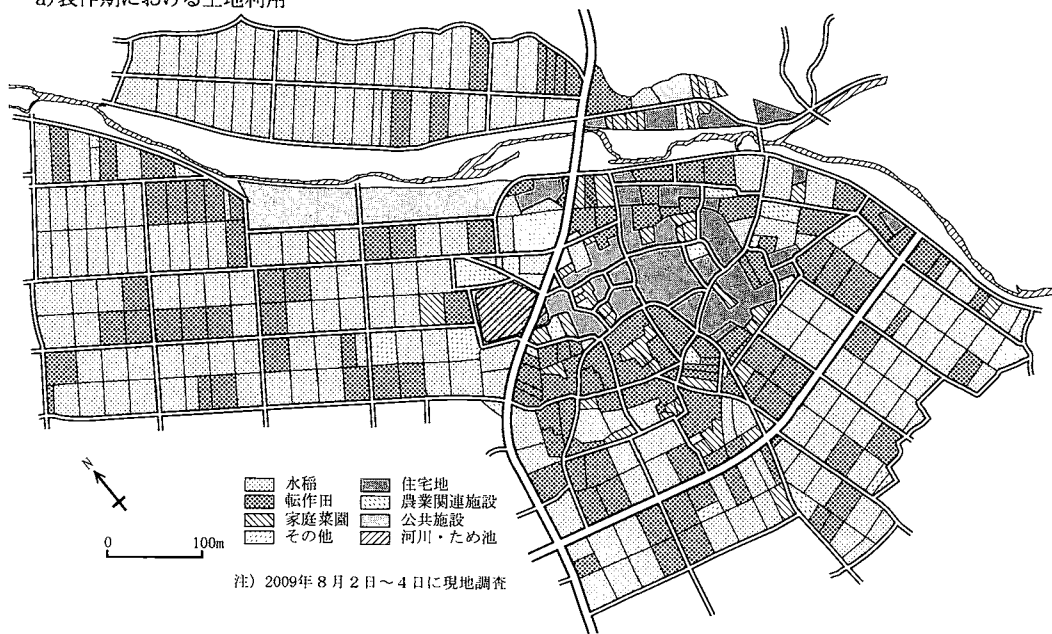
## II 農業経営と社会関係

(1) 農業経営形態と集落営農の展開 上幡多は隣接する下幡多集落(以下、下幡多)と合わせて、中世に八太村として成立した。近世に上幡多村と下幡多村に分離し、現在のような集落界となった。2009年現在の農地面積については、水田が

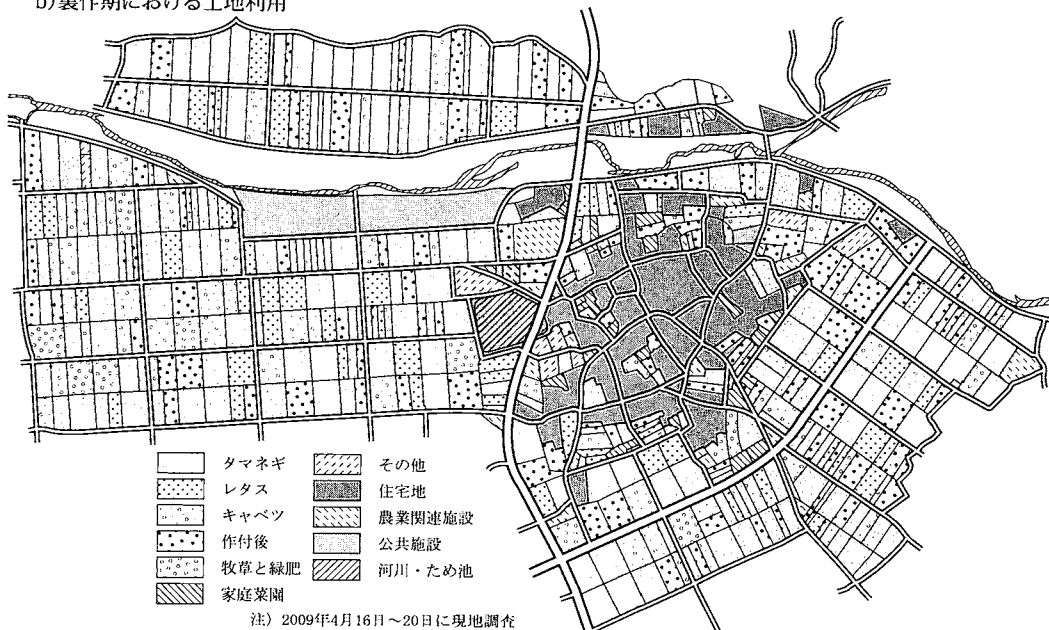
43.6ha、畑が3.0haとなっている(第2図)。上幡多では、1996年から兵庫県による「経営体育成基盤事業」の補助を受けて圃場整備が行なわれ、2003年度に完了した。この圃場整備事業は上幡多に加え、隣接する下幡多と山所の一部の農地も含まれていた。総工費は25億2240万円で10aあたり31万円を要し、このうち総工費の7.5%分の補助を受けた。事業内容は区画整理と土層改良、農道の拡幅、暗渠用排水路の整備などであった。区画整理では農地が1区画20aに拡大され、畦畔がコンクリート化された。さらに3つあった水利組合が一元化され、農地を貸借するうえで障害となっていた農地に付帯する水利権の移転問題も解消された。その結果、地力などを除いて上幡多内では農地条件が全て均等となっている。

2005年農林業センサスによると、上幡多の総農家数は43で、このうち専業農家が8戸、第1種兼業農家が10戸、第2種兼業農家が25戸であった

a) 表作期における土地利用



b) 裏作期における土地利用



第2図 兵庫県南あわじ市上幡多における土地利用 (2009年)

Figure 2. Land use in Kamihata, Minami Awaji City, Hyogo Prefecture (2009)

(2005年現在)。その他に非農家が34戸あり、非農家のほとんどは離農世帯であった。さらに2009年の現地調査では、土地持ち非農家を含めた総世帯数が77で、このうち専業農家8戸、第1種兼業農

家10戸、第2種兼業農家11戸に聞き取り調査を実施した。農地移動の受手のほとんどは専業農家と第1種兼業であり、聞き取りした29戸の農家によって、この集落の農地移動の性格が把握できる。

農家の経営耕地面積は大きくても2.5haであるが、年3作のために、作付面積は延べ5～6haとなっている。農業従事者の平均年齢は60歳を超えており、非農家のなかには近年になって離農した世帯も多くみられる。作付品目については、専業農家や第1種兼業農家では多様な品目が栽培され、とくにレタスの割合が高くなっている。第2兼業農家や労働力の少ない第1種兼業農家は、米とタマネギのみの年2作といった作型を選択する傾向にある。上幡多では兼業農家の割合が高いために、裏作期の土地利用として機械化の進んだタマネギが卓越する。

こうした農業経営形態のなかで、農家の世帯収入の大半を、専業農家は野菜作、兼業農家は農外就業から得ている。10aあたりの純売上額は、タマネギで約40万円、レタス・キャベツ・ハクサイの葉菜類で約50万円となっており、野菜類から得られる収益が専業農家の収入の大半を占めている。表作の稲作については、10aあたりの純売上額は約10万円と野菜に比べて低い。さらに米価の低迷に比して生産費は下がっておらず、稲作から利益を上げることが難しい。また各農家の経営規模は小さく、個別農家での生産費の削減も難しくなっている。しかし、稲作は農地に湛水することによって土壌洗浄の役割を果たすため野菜作にとって必要であり、中止することはできない。その結果、生産費の削減と将来的な農業従事者不足への対策として、稲作を集団転作も含めて集落単位で行うようになってきている。

上幡多では、稲作に関わる作業の共同化に向けて、1998年度に農林水産省の「地域農業基盤確立農業構造改善事業」を利用し、「幡多地区播種センター」と「幡多堆肥センター」、「幡多地区総合営農指導拠点施設」が設置された。続いて、集落営農組織の設立に向け、集落内の合意形成が図られた。2006年3月に「地域農業再生プラン」が作成され、同年6月に19人の委員から成る「集落営農組合準備委員会」が組織された。その後同年8

月に、集落内の全戸に対して集落営農組織についてのアンケートが実施され、意見を調整したのちに集落営農組織の設立に向けた準備がなされた。そして2009年2月に、集落営農組織「上幡多営農組合（以下、営農組合）」が組織された。

営農組合は組合委員長のもとに、総務委員会と農地・水・環境保全推進委員会の2つから構成される。このうち、稲作作業に関するものは総務委員会の担当で、具体的な作業は共同利用機械運営部会と播種部会によって分担されている。2009年現在、稲の播種を全て播種センターが行っている。上幡多では田を所有する農家が78戸あり、このうち約60%が育苗から田植作業までを営農組合に委託している。それ以外の農家は、個人や既存の機械共同利用グループで所有している田植機を使用している。営農組合では3台の田植機を所有し、農家49と55、63が作業オペレーターとなっている（第1表）。収穫作業を委託する農家は2戸にとどまっている。しかし、将来的な農業機械の更新時期に備えて、営農組合は稲作にかかる作業を全面的に請け負えるような体制を整えている。また、農業従事者の高齢化が進んでおり、さらなる労働力の減少が予測され、今後、営農組合の役割はより高まっていくと期待されている。

さらに、営農組合の経営を安定化させるために、集団転作を実施している。転作作物はソルゴーで、緑肥として使用されている。2009年現在、ソルゴーの転作奨励金は10aあたり5,000円であるが、団地化することにより10aあたり15,000円の助成が得られる。この集団転作を実施するため、表作期の土地利用を管理しなければならず、集落外の農家への農地の貸付が制限されている。その結果、上幡多の農地を請け負うことは、集落内の農家にとってなかば義務となっている。

（2）農地移動に関わる社会関係 上幡多において、まず非農家も含めた全世帯の様々な地縁組織や親族関係、講組織、氏子集団、水利組合などの社会集団への所属状況を調べ、農地移動に関わる社会



第1表 兵庫県南あわじ市上幡多における社会集団の様相 (2009年)  
Table 1. Social groups in Kamihata, Minami Awaji City, Hyogo Prefecture (2009)

農家 番号	隣保 組織	講中	機械 共有	備考	農家 番号	隣保 組織	講中	機械 共有	備考
1	空1	B	○▼	近世から自作農	40	南1		■	
2	空1				41	南1		■	
3	空1	A			42	南1	D		
4	空1	A			43	南1			
5	空1	A			44	南1			
6	空1	A	△		45	南1			
7	空1	B	△		46	南1			
8	空1				47	南1	G	▲	
9	空1	A	○	新庄の農家と 機械共有	48	南1	G		
10	空1	A	○		49	南1	G	△□	営農組合 オペレーター
11	空1				50	南2	H		
12	空1				51	南2	H	▲	
13	空1	A			52	南2	H		
14	空2	D	●		53	南2			
15	空2	D		旧村方三役	54	南2	H		
16	空2	D			55	南2	F	△□	営農組合 オペレーター
17	空2	J			56	南2	F	▲	
18	空2				57	南2	F		
19	空2	A			58	南2	C		
20	空2				59	北1			
21	空2				60	北1	E		
22	中1	D		旧村方三役	61	北1	E		
23	中1				62	北1			
24	中1	F			63	北1	F		営農組合 オペレーター
25	中1	I			64	北1	G		
26	中1				65	北1			
27	中1	D		旧村方三役	66	北1	G		
28	中1				67	北1			
29	中1	I			68	北1	E		稲作全量委託
30	中1	D		旧村方三役	69	北1	E		近世から自作農
31	中2	D			70	北1	E		
32	中2	I	■		71	北2	E		
33	中2	J			72	北2	C		
34	中2	J	●		73	北2	C	●	
35	中2	J	○▼	近世から自作農	74	北2	I		
36	中2	J			75	北2			
37	中2	J			76	北2			
38	中2				77	北2			
39	中2	J							

○△ } タマネギ移植機を共有するグループ  
 ●▲ } タマネギ収穫機を共有するグループ  
 ▼□ } タマネギ収穫機を共有するグループ  
 ■ | 田植機を共有するグループ

注1) 土地持ち非農家も農家と表記し、上幡多に居住する全世帯を明示した。

注2) 講中C, D, F, Gは現在も講を実施し、その他の講中集団は冠婚葬祭のみの活動となっている。

資料：聞き取りにより作成。

関係を整理した（第2表）。

まず地縁として、それぞれの集団の空間的広がりによって分類した。このうち、近隣・隣保(A)が空間的広がり最小の単位として存在する。隣保とは、上幡多集落(B)の下部に属する行政単位である。同様に近隣も当該世帯の宅地と境界が接するもので、隣保と同じような空間的広がりとなる。しかし、道路を挟んで向かい側の世帯は近隣世帯であるが、同じ隣保とならない場合もある。両者とも同じような空間的広がりを持ち、付き合いの頻度などその性質も大きな差異はないことから、2つの関係を合わせて近隣・隣保(A)とした。

次に、上幡多集落(B)より空間的に広い範囲におよぶ複列地区(C)は、1889年（明治22）の町村制施行時の複列村の範囲である。この複列地区は上幡多や隣接する下幡多、山所集落、大複列集落、小複列集落、西川集落、松田集落、掃守集落（以下、山所、大複列、小複列、西川、松田、掃守とする）の7集落から構成され、小学校区や農協の複列支所、大和天国神社などを祭祀する単位ともなっている（第1図）。そして複列地区(C)より、もう1段階広い単位として旧三原町(D)があり、中学校区の単位ともなっている。そして現在は一つの市となり、旧三原郡の郡域と重なる南あわじ市(E)という単位が最も広い単位となっている。

このように地縁を分類する必要性として、例えば農家に「どうして〇〇さんとこから農地を引き受けたのですか？」と質問すると、「地元の顔見知り」だからと答えられることが多い。この時の「地元」は近隣世帯や他集落、旧三原町など全て包含される語句であり、いずれも地縁と一括りにできるものである。しかし、上述のようにそれぞれの関係の空間的広がり異なるものである。このことから、それぞれの農地移動において地縁の意味するものをより明確にするために、それぞれの世帯の居住地を調べることから、空間的広がりに応じて分類した。

同様にそれぞれの役割に応じた機能集団により

第2表 兵庫県南あわじ市上幡多における社会関係の分類

Table 2. Classification of social relationships in Kamihata, Minami Awaji City, Hyogo Prefecture

属性	関係の種類	備考
地縁	A 近隣・隣保	上幡多内
	B 上幡多集落	AF ではないが同一集落
	C 複列地区	大和天国神社、小学校も同一の単位
	D 旧三原町	中学校も同一の単位
	E 南あわじ市	JA あわじ島も同一の単位
結社縁	F 講中	上幡多内
	G 八幡神社	山所と上幡多が影響圏
	H 水利組合	山所と入田、上幡多が錯綜
血縁	I 兄弟	
	J 本家-分家	
	K 姻戚	
	L その他親戚	
	M その他	

資料：聞き取りにより作成。

形成される結社縁は、講の組織である講中(F)や八幡神社を介した氏子集団(G)、統合以前の水利組合(H)があり、集落を単位としたものとは別に隣接集落との結びつきを生む関係となっている。例えば、隣接する入田集落（以下、入田）は、複列地区ではなく八木地区に属しているものの、統合以前には同一の水利組合(H)ともなっており、複数集落におよぶ結びつきを生み出している。同様に、これらの関係にはそれぞれ空間的範囲があり、講中は上幡多集落よりも狭い範囲で近隣・隣保(A)とは異なる単位の結びつきを生み出し、八幡神社の氏子集団(G)はもともと同一集落であった隣接する山所との結びつきを生み出している。血縁としては、兄弟(I)や本家-分家関係(J)、婚姻を通じた姻戚関係(K)、その他の親戚関係(L)が存在し、空間的広がり様々である。この他に地縁や血縁、結社縁のいずれにも含まれない入脱退が可能な社会関係をその他(M)とした。

### III 農地移動プロセスの諸類型

2009年現在、上幡多において聞き取り調査を行った農家29戸のうち、農地の受手となった農家は

第3表 兵庫県南あわじ市上幡多における農地移動と社会関係(2009年8月現在)  
 Table 3. Transfer of farmland rights and social relationships in Kamihata, Minami Awaji City, Hyogo Prefecture (August, 2009)

類型	受手	出手	社会関係 注1)	経営耕地面積 (a)		農業労働力 ( )内は歳代	作付品目(a)							肉牛繁殖
				借地	所有地		タマネギ	キャベツ	レタス	ハクサイ	米	ソルゴー	その他	
集 落 内 A 型	6	5 36	AF A	30 50	150	▼(60)▲(60) 補(40)	60	10	100	15	120	180		
	14	22(裏のみ) 25	BF A	50 80	100	▼(60)▲(60) ▼(40)▲(40)	100	75	200		100	130	○	
	27	転出農家	BL	130	120	▼(60)▲(50)補(80)	120	120		30	80	50	20	
	34	33	AF	40	80	▼(70)▲(40)補(50)	50		40	10	70	50	50	
	51	52	AF	25	110	▼(80)▲(70)補(40)	50	20	50		80	40		
集 落 内 B 型	23	集落内 集落内	B BL		100		110	20	13	40	100	100		
	42	40 44 68	A A B	30 20 30		▼(60)▲(60) ▼(30)	70	10	50		60	70		
	49	30 44(裏のみ)	B A	30 40	60	▼(70)▲(70) ▼(40)	50	50	110		60	50		
	55	2(裏のみ) 20 22	B B B	40 70 20	110	▼(60)▲(60) ▲(40)補(40)	20	80	100		60	30		
	63	40 70 下幡多(裏のみ)	B A CH	40 40 30	110	▼(50)▲(50)		180	200			100		
	73	16	B	30	70	▼(60)▲(60)	50	15	50		60	40		
集 落 外 型	10	八木入田	DH	10	60	▼(60)▲(60)	50				50			
	35	榎列山所	CGH	15	85	▲(50)補(50)	55	20	10	20	55	70		
	66	48 榎列掃守	AF CL	20 40	60	▲(40)▲(40) 補(50)	40	30	40		90	60	160	○

注1)「社会関係」は第2表に対応。

注2)農家10は裏作期に20a貸付。

注3)▼ 基幹的農業従事者(男), ▲ 基幹的農業従事者(女), 補 補助的農業従事者

資料:聞き取りにより作成。

14戸で、計25件の農地移動がみられた(第3表)。この14戸によるそれぞれの農地移動には多様な社会関係が関わっている。それぞれの農地移動に関わる社会関係を、その組み合わせから検討した結果、14戸の農家は3つのタイプに類型化できる。1つ目は「集落内A型」で、上幡多集落内でさらに近隣・隣保(A)や講中(F)などもあり、様々な段階で重層的に結びつく「ムラ的な社会関係」によって借地を行った農家である。2つ目は「集落内

B型」で、「集落内A型」のような「ムラ的な社会関係」をもつ貸手からの借地に加えて、同一集落(B)の単層のみで結びつく貸手からの借地も行った農家である。3つ目は「集落外型」で、「ムラ的な社会関係」をもつ貸手からの借地に加えて、集落外に及ぶ結社縁や血縁を通じて借地を行った農家である。これら3つの類型について、それぞれの農地移動プロセスの特徴を分析する。

(1)集落内A型の特徴 上幡多において、集落

内 A 型に該当するのは専業農家の農家 6, 14, 27と, 第 1 種兼業農家の農家 34, 51 の計 5 戸である。集落内 A 型の 1 戸あたりの平均経営耕地面積は 187.0a となり, 3 つの類型を通じて最も経営規模が大きい。集落内 A 型の農家による農地移動件数は 1 戸あたり 1.4 件で, 1 戸あたり平均 75.0a を借地している。このうち専業農家である農家 6 は 50a, 農家 14 と 27 はともに 130a の借地を行い, 兼業農家である農家 34 は 40a, 農家 51 は 25a の借地を行っている。一方, 所有耕地面積は他の種類の農家や農地貸借を行っていない農家と大差ない。

世帯主の年齢については, 農家 14 が 40 歳代で, その他が 60 歳以上となっている。このうち農家 6 では後継者が就農している。農家 27 と 34, 51 では世帯主の息子が休日のみ農業に従事している。作付品目について, 労働力に余力がある農家 6 や 14 は, 労力の要するレタスの割合を高くしている。一方, 基幹的農業従事者が高齢者のみである農家 27 はレタスを作付けておらず, タマネギとキャベツの割合が高くなっている。兼業農家である農家 34 と 51 は, 息子世代が補助的に従事しており, 専業農家に比べて規模は小さいものの, タマネギやキャベツ, レタス, ハクサイなどを幅広く作付けている。

ほとんどの生産物は農協に出荷されているものの, 農家 27 は農協外出荷の割合が高くなっている。その他の農協外出荷として農家 6 と 34 が下幡多の青果物卸売業者 A に, 農家 14 が上幡多の青果物卸売業者に出荷している。また, ほとんどの農家は上幡多の農家が中心となって運営する直売所「幡多青空市（以下, 青空市）」にも出荷している。

集落内 A 型の農地移動は, 手間替農業の時期からの貸借や, 2000 年以降になって貸借されたものまで含まれている。この種類の農地移動はいずれも上幡多内で完結しており, さらに上幡多内で近隣・隣保 (A, 第 2 表に対応) や講中 (F), 姻戚 (L) を有する受手と出手の間で引き起こされている。

農家 14 の農家 22 からの借地は, 貸手である農家 22 が 2004 年まで本家である農家 30 に貸し付けていたものである。しかし, 農家 30 の世帯主は高齢により農業を継続することが難しくなった。そのため農地は農家 22 に返却されたが, 農家 22 の世帯主も当時 84 歳と高齢であり, 耕作することができず, 同一の講中 (F) で 40 歳代の後継者のいる農家 14 に貸し付けるに至った。しかし, 農家 14 では 2 世代が就農し, 比較的労働力に余力はあるものの, 分散立地する 90a もの農地を一括して引き受けることができなかった。そこで 40 歳代の後継者がおり, 2 世代が就農する農家 55 と分割して借地している。

農家 6 が借手となった貸借は, 近隣・隣保 (A) と講中 (F) の社会関係を有する農家 5, 同様に近隣・隣保 (A) を有する農家 36 との間で行われた。農家 27 が借手となった貸借では, 貸手は淡路島外に転出するのを契機としていた。この転出農家は, 現在の世帯主の伯母が嫁いだ先であり, 転出に際して姻戚 (K) にある農家 27 に農地を貸付けた。兼業農家である農家 34 と 51 が借手となった貸借も, 近隣・隣保 (A) と講中 (F), 社会関係を有する貸手との間で行われた。

この種類の農家の農地移動は上幡多内で完結しており, 専業農家であっても規模拡大を志向していない。専業農家は葉菜類の作付割合を高めることと, 販路開拓によって収益性を上げている。この種類の農家は, 上幡多内の近隣・隣保 (A) やその他結社縁, 血縁などを有する集落内でより近い社会関係にある農家から借地している。さらにこの種類の農家は, 1 戸の貸手から複数の専業農家で分割して借地し, 積極的に規模拡大を望んでいないといえる。

(2) 集落内 B 型の特徴 集落内 B 型に該当するのは, 専業農家の農家 23, 42, 49, 55, 63 と, 第 1 種兼業農家である農家 73 の計 6 戸である。集落内 B 型の 1 戸あたりの平均経営耕地面積は 185.0a となり, 集落内 A 型と大差ない。集落内 B 型の農家による農地移動件数は 1 戸あたり 2.3

件で、1戸あたり平均86.7aを借地しており、3つの類型を通じて件数、面積ともに最も大きくなっている。一方で、兼業農家である農家73は1戸の貸手から30aの借地を行うのみである。所有耕地面積は、他の類型の農家や農地貸借を行っていない農家と大差ない。

世帯主の年齢は農家63を除いて全て60歳以上である。このうち農家42と49、55では、後継者がすでに就農しているか、将来的に就農を予定している。比較的、労働力に余力があることから作付品目は多岐にわたる。いずれの農家も米と転作作物のソルゴと、レタス、キャベツなどの葉菜類を栽培し、農家63以外はタマネギも栽培している。農家23は農業従事者が60歳以上のみで経営耕地面積も大きいため、タマネギの割合を高くし、米とタマネギの年2作の作型に比重をおいている。一方、兼業農家である農家73は農業従事者が60歳以上のみであるものの、経営耕地面積が小さく、レタスやキャベツの割合も高くなっている。生産物の出荷先については全ての作物で農協が多く、農家23がキャベツのみを下幡多にある青果物卸売業者Aに、農家55が米を大榎列の米屋に出荷するのみである。その他に農家42以外の農家は青空市にも出荷している。

集落内B型の農家は、集落内A型同様に手間替農業の時期から現在まで借地を行ってきた。この類型の農地移動では、出手の居住地は他集落に及ぶものが含まれるものの、いずれも上幡多地番の農地が対象となっている。この類型の農家は集落内A型のような借地に加えて、同一集落(B)のみで結びつく貸手からも借地している。この類型に特徴的な隣保や講中、血縁などを有さないが、同一集落(B)のみで結びつく貸手からの借地は、全て2000年以降に展開し、計8件みられる。この農地貸借で貸手となった農家はいずれも労働力不足により離農、もしくは経営規模を縮小したものである。

この出手と受手が同一集落(B)のみで結びつく関

係にある農地移動は全て貸借によるもので、出手となったのは農家2と16、20、22、30、68である。その他に、世帯を特定できなかった上幡多の農家1戸である。このうち農家20は農外で就業しており、全ての農地を農家55に貸し付けている。農家20以外の貸手は、小規模ながら稲作など自給的農業を継続している。農家2は稲作のみ自身で行い、裏作期に農家55へ貸し付けている。農家30は大部分を自身で耕作を行うが、その他の経営耕地から分散している1枚のみ農家49に貸し付けている。農家68も所有耕地の半分以上を自身で耕作するが、労働力不足が要因となって2009年より農家42に貸し付けている。農家22の農地は先述のように、農家14と農家55に分割して貸し付けられた。いずれの貸手も、上幡多において近隣・隣保(A)やその他結社縁、血縁にある集団内に専業農家はいるものの、そうした専業農家はすでに他の農家から借地を行っており、さらなる借地を行うだけの労働力を有していない。その結果、集団転作を実施するためには集落外の農家へ農地を貸し付けられないことから、貸手は集落内で農地を請負うことが可能な専業農家を探索し、近隣・隣保(A)やその他の結社縁、血縁を有さない農家に貸し付けるに至っている。

また、集落内B型の農家は近隣・隣保(A)を有する貸手からも借地しているが、これ以上の借地の増加は難しくなっている。農家40や農家44が貸手となったもののように、借手が複数の専業農家にわたっている。農家40の借手となったのは農家42と63である。この農地貸借では、農家40の世帯主の高齢化による農業の中止が契機となり、農家63が専業農家となった2003年より開始された。当初、農家40は農家63に全農地を貸し付ける予定であった。しかし、労働力の問題から農家63で全て請け負うことができず、貸手と近隣・隣保(A)にある農家42と分割して請け負うこととなった。2009年現在、農家42では30歳代の後継者が就農しているが、この後継者が農業に専従するようになった

のは2004年以降である。そのため農地貸借の行われた2003年に、貸手40が近隣・隣保(A)にある農家42に最初に貸付の依頼をせず、専業農家であった農家63に依頼した。

また、上幡多全体の傾向として農地の受手は不足しており、この類型による農地移動の受手が労働力の少ない第1種兼業農家となる事例もみられる。この事例として、農家73が農家16から借地したものが挙げられる。貸手である農家16は60歳代後半の女性1人で自給用野菜のみ栽培し、夏季は田に水を張るのみである。2008年までは米とタマネギの年2作で農業経営を継続してきたが、農業労働力が不足することから2009年より自給的農業に転換した。その結果、所有耕地の大部分を周辺農家に耕作してもらわなければならなくなった。このうち山所に立地する農地25aは、山所の親戚関係(M)を有する農家に貸し付けることができた。一方、上幡多において農家16の近隣・隣保(A)やその他結社縁、血縁にある専業農家は、すでに複数の借地を行っており、これ以上の借地は難しくなっている。こうしたなかで、上幡多地番の農地30aを、兼業農家で農業従事者も60歳代後半の男女である農家73に貸し付けるに至った。しかしながら農家73も労働力に余力はなく、これ以上の借地は難しくなっている。

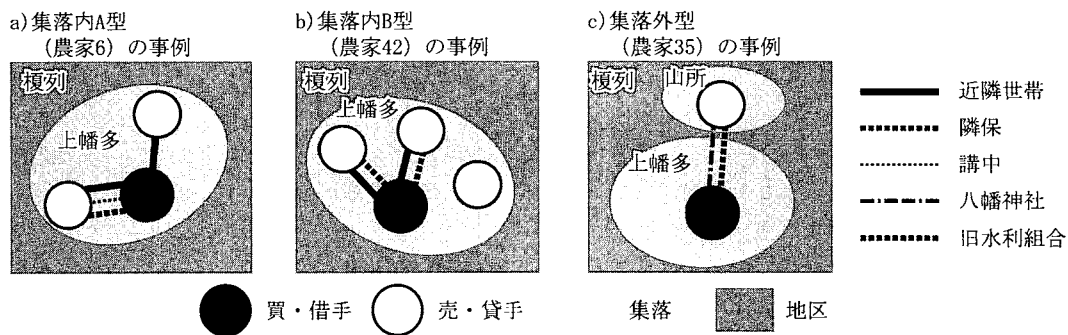
以上のことから、集落内B型の同一集落(B)のみによる農地移動は、集落内の近隣・隣保(A)や講中(F)、血縁などを有する世帯群に、受手となる農家がない出手が発生することによって展開してきた新しい形態といえる。また、集落内A型と同様に、複数の農家で分割しての借地もみられ、このタイプの農家もさらなる規模拡大を望んでいないといえる。

(3)集落外型の特徴 集落外型に該当するのは、第1種兼業農家の農家66と、第2種兼業農家である農家10、35の計3戸である。集落外型の1戸あたりの平均経営耕地面積は106.7aである。集落外型の農家による農地移動件数は農家10と35でそ

れぞれ1件、農家66で2件となっており、1戸あたり平均28.3aを借地している。3つの類型を同じく経営耕地面積と件数、面積ともに最も小さくなっている。

世帯主の年齢は、農家10で60歳代、農家35と農家66で50歳代である。いずれも後継者が農業に従事することはない。農家35と66では世帯主が比較的若いことから、作付品目は米と転作作物のソルゴー、レタスやキャベツなどの葉菜類と多岐に渡っている。一方、農家10は自営業を営む第2種兼業農家で農業労働力も十分ではないことから、米・ソルゴーとタマネギの組み合わせによる年2作の作型となっている。生産物の出荷先については、全ての作物で農協が多く、農家66がタマネギのみ小榎列の青果物卸売業者に出荷するのみである。その他に農家35は青空市にも出荷している。

集落外型の農家は、3戸で計4件の借地を行っている。そのうち、農家66のみは集落内A型のような近隣・隣保(A)を有する貸手から借地を行っている。一方で、その他の3件の農地移動は、農地の出手も当該農地の立地も集落外に及んでいる。農家10の入田からの借地は面積も10aと小さく、圃場整備のなされていない不整形な田で機械を入れにくい。さらに農地に面した農道も未舗装で狭くなっている。上幡多と入田は他地区であるものの隣接しており、この農地移動には水利組合を通じた関係(H)が存在する。借地自体は農家10の現世帯主の祖父の代以前より行われ、近世からの水利組合などを通じた関係に由来している。また、農家10は第2種兼業農家で農業従事者も64歳と高齢であり、裏作期には20aの農地を貸し付け、借地による収益性の向上を望んでいない。農家35や66の借地は、ともに2000年以降になされたもので、他集落であるもののそれぞれ八幡神社の氏子集団(G)やその他の親戚(L)といった関係を有している。この農地貸借で取引された農地として、農家35のものは傾斜地にあるもので、1枚あたりの面積は15aと小さい。農地に面した農道は舗装されてい



第3図 兵庫県南あわじ市上幡多における農地移動に関わるネットワークの広がり (2009年)

Figure 3. The network attendant on transfer of farmland rights in Kamihata, Minami Awaji City, Hyogo Prefecture (2009)

るが、畦線は曲線的で傾斜地に立地しており、耕作条件は良くない。農家66のものは40aと比較的大きい面積であるが、宅地から離れており、借地による収益性の向上は困難で、ともに農地のある集落で請け負ってもらえなかったものである。さらに、農家35と66の貸手との間には、同じ榎列地区(C)や水利組合(H)といった関係も存在している。

以上のことから集落外型の農家は、集落外のものや狭小で不整形な区画で収益性の向上の難しい農地を請負っている。こうした農地移動では、氏子集団(G)や血縁といった社会関係を維持することが契機になっているといえる。

#### IV 社会関係からみた農地移動プロセス

(1) 農地移動の仕組み 集落内A型の農地移動は、上幡多内で完結し、集落内で近隣・隣保(A)やその他の血縁や結社縁などの社会関係を有する農家間のもとに展開していた(第3図:a)。しかし、農地1枚あたりの面積が小さく、規模拡大による作業効率の向上は難しい。そのために専業農家と兼業農家ともに、農地貸借による規模拡大は望まれていなかった。専業農家であっても積極的に借地を行わず、1戸の貸手に対して複数の借手で分割して借地する事例もみられた。これらのことから、集落内A型の農家は上幡多内での近隣・隣保(A)、講中(F)、血縁などの集落内でもより近い貸

手との社会関係を保つ必要性から、受動的に借地しているといえる。

集落内B型の農地移動は、集落内A型と同様に集落内で完結し、近隣・隣保(A)やその他の血縁を有する農家間に加え、近隣・隣保(A)を有さないながらも、同一集落(B)のみで結びつく農家との間でも展開していた(第3図:b)。第1種兼業農家が含まれるものの、いずれの農家でも世帯収入に果たす農業の経済的役割は高かった。しかし集落内A型と同様に、積極的に規模拡大を志向していなかった。農協以外に多様な販路を有する農家もみられたが、能動的に農地を請け負っておらず、これ以上の借地は困難になっていた。上幡多では農業従事者が減少していることから、集落内A型のような農地移動で捕捉しきれなかった上幡多内に立地する農地を、比較的労働力余力のある専業農家を中心となって請け負っていた。農地移動が上幡多という農業集落の有する社会的機能を維持するなかで展開し、同一集落(B)という枠組みが重要な役割を果たしているといえる。

集落外型の農地移動は、氏子集団(G)や水利組合(H)、その他の親戚関係(L)といったように様々な結びつきを有する農家間で引き起こされている。しかし先の2類型と異なり、その空間的範囲は集落外に及んでいる(第3図:c)。3つの類型を通じて1件あたりの借地面積も小さく、件数も少なか

第4表 兵庫県南あわじ市上幡多における農地移動プロセスと農業経営の関係  
(2009年)

Table 4. Interaction of transfer of farmland rights process and farm management in Kamihata, Minami Awaji City, Hyogo Prefecture (2009)

類型	総数	規模 (a)			経営形態			60歳未満の 農業専従者	平均借地面積 (a)
		-100	101-200	201-	専	1兼	2兼		
集落内 A 型	5	-	2	3	3	2	0	2	75.0
集落内 B 型	6	1	4	1	5	1	0	4	86.0
集落外型	3	1	2	-	-	1	2	2	28.3

注1) 平均借地面積以外の単位は戸

注2) 「専」は専業農家、「1兼」は第1種兼業農家、「2兼」は第2種兼業農家

資料：聞き取りにより作成。

った。いずれの農家も兼業農家であり、世帯収入に果たす農業の経済的役割は低かった。集落外型の農家が借地した農地は、いずれも専業農家が請け負いにくいような耕作条件の悪い農地であった。この類型の農家は世帯収入に占める農外の比重が高く、農業を継続する動機として非経済的な性格が強い。このことから、集落外型の農家は借地も経済的合理性を追求するなかで行っておらず、農地の立地する集落で請け負ってもらえなかった農地を借地していた。先の2類型と異なり、同一集落という枠組みを越えたものとなっているが、集落内 A 型と同様に、当該農家間の何らかの社会関係を維持することが、農地移動を展開させるうえで重要な動機となっている。

上幡多の非農家のほとんどは農地を所有し、その農地は専業農家や労働力に余力のある兼業農家へ貸し付けられていた。しかしながら農業従事者は減少傾向にあり、相対取引による農地の継続的な利用は難しくなっている。将来的に、個別農家間による農地移動のみでは、集落内の全農地を耕作放棄することなく利用し続けることが不可能になると見通されている。

こうしたことから上幡多の農家は、営農組合を組織し、稲作に関わる作業を共同化することや、圃場整備を実施することにより、集団的な農地管理を可能とする基盤を整えていた。さらに集団転作の実施は、より多くの転作奨励金を受けることを可能にし、集団的な農地管理を担う営農組合の

安定化を図っていた。一方、集団転作を実施することから、土地利用の調整について合意形成を図りにくい集落外の農家へ、農地を貸し付けることができない。その結果、集落単位もしくは集落内の農家で農地を管理していくことが、暗黙のうちの合意事項になっているといえる。とくに、営農組合には土地持ち非農家も含まれ、農地を維持するという行為が個別農家の経済活動という枠組みを越えて、集落民全てで担うべきものとなっていた。

(2) 農地移動プロセスと農業経営の関係 次に南あわじ市上幡多において、各類型に属する農家の農業経営をみると、全類型を通じて半数以上の農家で、60歳未満の農業専従者がいる(第4表)。上幡多において、全類型を通じた平均農地移動件数が1.8件であるのに対して、兼業農家は1.2件であり、請け負う面積も10~60aと専業農家に比べて小さかった。しかし、農地移動の受手となった14戸のうち6戸が兼業農家であり、兼業農家も農地の受手として重要な役割を果たしていた。また、各類型の平均借地面積をみると、農地移動が集落内で完結する集落内 A 型で75.0a、集落内 B 型で86.7aとなり、農地移動が集落外におよぶ集落外型で28.3aとなっている。借地面積の増大には、同一集落という社会関係が重要な要素になっているといえる。受手農家は自作地と借地を区別することなく利用し、借地による経営規模の拡大は、収益性の拡大に寄与するものであった。しかし、受手農家は年3作ないし年2作の作付体系と、タ



マネギやレタス・キャベツ・ハクサイの葉菜類の40～50万円に上る10aあたりの純売上額の高さから、自作地での野菜作のみで十分な収入を得ることができる。さらに、後継者が就農する場合でも、農業従事者は2世代に渡り、必ず高齢者が含まれることから、慢性的に農業労働力は不足傾向にあり、これ以上の借地による経営規模の拡大は、強く望まれるものではなかった。

一方で、入脱退可能な経済取引に限定された関係による農地移動はみられなかった。いずれの農地移動においても同一集落より狭い範囲の地縁や、集落外におよぶ結社縁、血縁が存在していた。上幡多における農地移動は、収益性の向上を図るためではなく、専業農家と兼業農家ともに各農家の所属する社会集団内の社会関係の維持、もしくは集落の社会的機能の保持を動機として展開していた。個別農家の収益性の向上は、土地生産性の高い葉菜類を中心とした作付体系を組むことによって達成されていた。さらに土地利用をみると、土地生産性の低い水稻に加え、裏作期においても葉菜類に比べて土地生産性の低いタマネギの作付割合が高かった。水稻や土地生産性が低くとも省力化による生産が可能な作物の生産は、労働力の不足する農家でも農地の受手となることを可能にしていた。労働力の不足する農家が農地の受手となるためには、収益性は低くとも作業の省力化が可能な作物の存在が重要となっていた。これは、第2種兼業農家が、米とタマネギの年2作の作型による自作を継続するうえでも重要な役割を果たしていた。

また対象地域では、専業農家と兼業農家、土地持ち非農家が混在し、世帯ごとに農地の果たす経済的役割が異なっていた。とくに世帯収入を農業に依存する専業農家でも、経済的目的によって農地を請け負っていなかった。さらに農業の果たす経済的役割が低い兼業農家ほど、農地移動は近い社会関係のもとに展開する一方で、少ない面積ながら農地移動は空間的に広範囲に及んでいた。

こうした場合には、結社縁や血縁が根拠となり、耕作条件の悪い農地を、収益性を度外視して請け負わざるをえなくなっていた。

専業農家は集落内の農地を大きく請け負っていた。まず、集落内で近隣・隣保やその他結社縁、血縁などを有し、様々な結びつきを有する農家から農地を請け負っていた。そして、このような関係にある集団内に、農地の受手を確保できない出手が発生することによって、同一集落で結びつく農家間で農地移動が引き起こされていた。とくに専業農家が、このような農地移動で受手となっていた。集落内の農地の耕作条件が整っており、農地の受手が不足していることから、近隣・隣保や講中、血縁などの特別な社会関係を有していなくとも、集落内の農地を請け負うことが専業農家のなかば義務となり、同一集落という社会関係のみを根拠として農地が維持されていた。

このような形態による農地移動はいずれも2000年以降に展開してきており、新しい農地移動の形態といえる。また、この形態の農地移動によって維持される農地の面積は大きかった。経営耕地の半分以上を、この形態による農地移動で確保している農家もいた。しかし、三原平野の農業的特徴から、これ以上の規模拡大は難しい。この農地移動での受手はほとんど専業農家であったが、これ以上の規模拡大は難しく、集落外に農地を求めることはなかった。従来、集落内の近隣や講中などのより近い関係が農地移動の基礎的単位となっていたものの、農業従事者は減少傾向にあるなかで、集落という社会集団が農業集落という物理的空間の農地を維持していくための最終的な受け皿となっていた。

## V おわりに

本研究では、農地利用の維持に向けた農地移動の展開を社会関係から明らかにした。その際、農地移動に関わる農家間の社会関係の組み合わせに着目して分析を進めた。

対象地域の農地移動では、受手となる農家は収益性の向上を企図しておらず、集落の社会的機能の保持という非経済的側面が動機となって展開していた。これまでの離農の場合、「家産としての農地」を維持するために血縁を有する農家間で農地移動は展開してきたが、農業従事者の減少や高齢化が進むなかで、こうした農地移動の形態は困難になりつつあった。集落内の農地を維持していくうえで、労働力に余力のある農家が、近隣・隣保や講中、血縁を有していない貸手の農地を受動的に請け負わざるをえない状況になっていた。そのため、労働力に余力のある専業農家ほど、同一集落という社会関係を根拠として、農地をより多く請け負っていた。また集落内の農地は圃場整備が完了し、作業効率が良いことから、専業農家は作業効率を理由にして借地を断りにくく、労働力が不足する場合にも複数の農家で分割して借地していた。従来からの「ムラ的な社会関係」の構成要素である同一集落という社会関係が、集落内の農地を請け負う重要な根拠となっていた。

他集落に及ぶ農地移動では兼業農家が受手となり、出手との結社縁や血縁といった社会関係を維持していくために農地を請負っていた。集落内に加え集落外に及ぶ農地移動でも、「ムラ的な社会関係」の構成要素である結社縁や血縁が根拠となっていた。同一集落という社会関係が、集落内の農地を維持する根拠となる一方で、結社縁や血縁が集落外の農地を維持することに寄与していた。拙稿で明らかにした北海道などでは、「ムラ的な社会関係」は空間的に狭い範囲の農地を維持することに寄与していたが<sup>32)</sup>、本研究では「ムラ的な社会関係」が集落外といった空間的に広い範囲の農地の維持に寄与しており、地域条件の差異によって「ムラ的な社会関係」は農地移動に異なる影響を与えていた。

また、北海道や関東平野でみられた経済取引に限定された農地移動はみられなかった。近年、株式会社の農業参入などが新たな農地の受手として

注目されつつあるが、農業生産による採算が難しくなると、容易に撤退することも考えられる。北海道など、農地の獲得が競合する場合には、撤退後に農地の次なる受手は存在するだろう。しかし、全国的に農地の獲得を競合する地域は少なく、株式会社などが請け負う農地は、当該地域の農家が請け負いきれなかったものである。こうした場合、株式会社などの撤退後に、残された農地の受手を探すことは難しくなるだろう。経済取引に限定された農地移動を推進する場合も、地域条件に合った方策を考える必要があるといえる。

対象地域のように大規模化の難しい地域では、農地の維持に集落の社会的機能の保持という非経済的側面が重要な動機となっていた。かつては集落住民全てが農家であり、個別の農家が農業経営を維持することが、集落内の農地を維持するということを意味していた。しかし、集落内に農家と非農家が混在し、農業従事者が減少しているなかでは、集落住民全てが農家であった時期の「ムラ的な社会関係」のみでは、農地を維持することは難しくなっていた。こうしたなかで、「ムラ的な社会関係」に含まれる同一集落という社会関係が根拠となり、専業農家や一部の兼業農家のみに、農地を維持するという行為が課されるようになっていた。これまで農地移動に至る契機は「地縁・血縁」と一括りにされてきた。しかし、地縁や結社縁をその空間的広がりから分類して分析したことにより、「地縁・血縁」の意味するものを農業集落という準拠枠に埋没させることなく捉えることができた。経済的合理性だけでは説明できない農地維持のあり方を可視化できたと考えられる。

農地は非農家にとって経済活動の場所ではないものの、自身の所有する「家産」でもあり、家産の維持という側面から耕作放棄地化は望ましいものではない。全国的に農業経営の大規模化が求められるなかで、経済取引に限定された農地移動に注目が集まりつつある。しかし、日本の農村においては地域条件の差異により、経済取引に限定さ

れた農地移動は起こりえない。さらに地域によっては、集落内の農地を維持していくうえで、小規模兼業農家が果たす役割も大きい。全国画一的に推し進められる農業経営の大規模化や、「意欲ある農家」のみの育成、株式会社の参入などについて再考の必要があろう。

また、農地を維持していくうえで、「ムラ的な社会関係」は重要な役割を果たしている。一方で、集落内に農家と非農家が混住することにより、ムラ的な社会関係の様相や、農地の経済的役割は変化している。農地の維持という行為は経済的利益を伴わないなかで、「農家の善意」によって支えられている場合もある。こうした場合、農地の受手にとっては、農地を請負うことが負担となる。農地を維持することが無条件に強制されるような現状では、農地の有効利用という問題は本質的に解決されないだろう。今後、農地の有効活用を推進するうえで、農地を維持するという行為が、地域の経済活動および集落という社会集団のなかで、どのように位置づけられているのかを捉え、地域条件を考慮にいれたうえで、時には農地を森林に戻すことも視野にいれた方策を練っていく必要があるといえよう。現代的な農地の放棄のあり方についても検討していく必要はあると考えられるが、稿を改めて検討したい。

〔付記〕 現地調査に際し、南あわじ市、南淡路農業改良普及センター、南あわじ市上幡多集落の農家の方々から、多大なる御協力を賜りました。また南あわじ市三原公民館館長（当時）の中田明樹氏には、様々な便宜を図っていただきました。

なお本稿は、2011年7月に筑波大学生命環境科学研究科に提出した博士論文のⅢ章の一部を加筆・修正したもので、その骨子は2009年11月の人文地理学会大会（於：名古屋大学）にて発表した。論文作成にあたり、田林 明教授をはじめ、筑波大学大学院生命環境科学研究科の先生方から多くのご指導をいただき、院生諸氏からは貴重なご意見をいただきました。なお、本研究を進めるにあたって平成21～23年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費：課題番号20521）の助成をい

ただきました。末筆ながら上記して感謝を申し上げます。（金沢大学・人間科学系）

#### 注

- 1) 田林 明・井口 梓「日本農業の変化と農業の担い手の可能性」筑波大学人文地理学研究29, 2005, 85-134頁。
- 2) 島本富夫『現代農地貸借論』農林統計協会, 2001。
- 3) 神門善久『日本の食と農—危機の本質』NTT 出版, 2006。
- 4) (1)鈴木康夫・新井鎮久「岩木川下流農村における農地流動の特質と大規模経営農家の成立」人文地理32, 1980, 543-557頁。(2)伊藤忠雄・八巻 正『農業経営の法人化と経営戦略』農林統計協会, 1993。(3)八巻 正『現代稲作の担い手と技術革新』農林統計協会, 1997。(4)斎藤文士「北海道の大規模稲作地帯における農地流動と農家の階層移動—北空知地方・沼田町の事例を中心として—」経済地理学年報49, 2003, 19-40頁。(5)細山隆夫『農地貸借の地域差と大規模借地経営の展開』2004, 農林統計協会。
- 5) 前掲4)
- 6) (1)山寺里子・新井祥穂「米作転換期における新潟県中上層農家の経営戦略—北蒲原郡中条町を事例に—」地理科学58, 2003, 22-25頁。(2)佐々木達「宮城県亘理町における農業特性と複合経営の再編」季刊地理学61, 2009, 1-18頁。
- 7) 農林水産省『平成18年産 米及び小麦の産費』農林統計協会, 2008。
- 8) 余田博通・松原治郎『農村社会学』川島書店, 1968。
- 9) 川本 彰「ムラと土地」(村落社会研究会編『村落社会研究 第二十二集 土地と村落Ⅰ』御茶の水書房, 1986) 99-132頁。
- 10) (1)高橋明広『多様な農家・組織間の連携と集落営農の発展—重層的主体間関係構築の視点から—』農林統計協会, 2002。(2)長濱健一郎『地域資源管理の主体形成—「集落」新生への条件を探る—』日本経済評論社, 2003。
- 11) (1)浜谷正人「農村社会の空間秩序とその意義—主として小村のばあいを事例として—」人文地理21, 1969, 19-43頁。(2)高山隆三「土地と村落—共同課題の論点—」(村落社会研究会編『村落社会研究 第二十二集 土地と村落Ⅰ』御茶の水書房, 1986) 3-18頁。
- 12) (1)安孫子麟「地主制下における土地管理・利用秩序をめぐる対抗関係」(村落社会研究会編『村落社会研究 第二十二集 土地と村落Ⅰ』御茶の水書房, 1986) 19-56頁。(2)若本由輝「本源的な土地所有と“ムラ”の土地利用秩序」(村落社会研究会編『村落社会研究 第二十三集 土地と村落Ⅱ』御茶の水書房, 1987) 3-52頁。
- 13) (1)東 敏雄・吉沢四郎「集団的土地利用をめぐる—共通課題「土地と村落」三年間の議論から」(村落社会研究会編『村落社会研究 第24集 土地と村落Ⅲ 村落の変貌と土地利用形態』農山漁村文化協会, 1988) 9-37頁。(2)池上甲一「土地所有と農地の集団的利用」(村落社会研究会編『村落社会研究 第24集 土地と村落Ⅲ 村落の変貌と土地利用形態』農山漁村

- 文化協会, 1988) 161-190頁。
- 14) 高橋 誠「近郊農村の地域社会変動」古今書院, 1997。
- 15) (1)長谷川昭彦「村落の変貌と土地利用体系の展開」(村落社会研究会編『村落社会研究 第二十三集 土地と村落Ⅱ』御茶の水書房, 1987) 91-122頁。(2)高山隆三「土地と村落—混住化地域のコミュニティの現状—」(村落社会研究会編『村落社会研究 第24集 土地と村落Ⅲ 村落の変貌と土地利用形態』農山漁村文化協会, 1988) 39-70頁。
- 16) 前掲13)。
- 17) (1)東城眞治「大規模稲作経営の農地集積とインフォーマル・プロセスの意義」農業経営研究30(3), 2006, 1-9頁。(2)宮武恭一『大規模稲作経営の経営革新と地域農業』農林統計協会, 2007。
- 18) 鈴木康夫『稲作農村の再編成』大明堂, 1994。
- 19) (1)川上 誠「高知県における農地賃貸借の進展と特徴」経済地理学年報31, 1985, 191-209頁。(2)坂本英夫『野菜園芸の産地分析』大明堂, 2002。
- 20) 秋津元輝『農業生活とネットワーク—つきあいの視点から—』御茶の水書房, 1998。
- 21) 前掲20)。
- 22) (1)吉田国光「北海道大規模畑作地帯における社会関係からみた農地移動プロセス」地理学評論82, 2009, 402-421頁。(2)吉田国光・市川康夫・花木宏直・栗林賢・武田周一郎・田林 明「大都市近郊における社会関係からみた稲作農家の農地集積形態」地学雑誌119, 2010, 810-825頁。
- 23) 前掲22)。
- 24) (1)ルイス, J. 著。(石原 潤・浜谷正人・山田正浩監訳)『農村社会地理学』大明堂, 1986。(2)Murdoch, J., 'Networks: a new paradigm of rural development?' *Journal of Rural Studies*1,16, 2000, pp. 407-419。(3)Murdoch, J., 'Networking rurality: emergent complexity in the countryside' (Cloke, P., Marsden, T., and Mooney, P., ed., *In Handbook of rural studies*, Sage Publications, 2006), pp. 171-184。
- 25) (1)森岡清志「都市社会とパーソナル・ネットワーク—パーソナル・ネットワーク論の成果と課題—」都市問題86(9), 1995, 3-15頁。(2)金光 淳『社会ネットワーク分析の基礎—社会的関係資本にむけて—』勁草書房, 2003。
- 26) クラウト, H. (石原 潤・溝口常俊・北村修二・岡橋秀典・高木彰彦訳)『農村地理学』大明堂, 1983。
- 27) (1)Shortall, S., 'Are rural development programmes socially inclusive? Social inclusion, civic engagement, participation, and social capital: Exploring the differences' *Journal of Rural Studies*24, 2008, pp. 450-457。(2)Birkenholtz, T., 'Irrigated landscapes, produced Scarcity, and adaptive social institutions in Rajasthan, India' *Annals of Association of American Geographers* 99, 2009, pp. 118-137。(3)Magnani, N. and Stufli, L., 'Translation sociology and social capital in rural development initiatives. A case study from the Italian Alps' *Journal of Rural Studies*, 25, 2009, pp. 231-238。
- 28) 古東英男『地域複合営農の実践』農林統計協会, 1997。
- 29) 大原興太郎「淡路における複合経営の展開と特質」(坂本慶一・高山敏弘編『地域農業の革新—淡路島における地域複合体の形成—』明文書房, 1983) 188-212頁。
- 30) 南あわじ市役所での聞き取りによると、南あわじ市に農地貸借権の設定の届け出があったもののみで、ヤミ小作の状況は不明であるが、おおよ同様の傾向がみられる。
- 31) 土地持ち非農家も農家と称した。
- 32) 前掲22) (1)
- 33) 前掲22)。

## Analysis of Transferring Farmland Rights in Terms of Social Relationships in an Intensive Agricultural Area: A case study of Kamihata settlement, Minami Awaji City, Hyogo Prefecture

YOSHIDA Kunimitsu

Faculty of Human Science, Kanazawa University

This study aims at revealing how farmlands are managed by examining the roles played by the transfer of farmland rights in farm management and agricultural settlements; the study's analysis is based on the social relationships among farmers that are involved in the process of transferring farmland rights for farmland maintenance. This study focuses on the spread and connection of social relationships among farm households. Past studies have often integrated the ties between farm households with territorial and kinship relations. This study focuses on the spread and connection of social relationships among farm households. This study classifies territorial relations on the basis of spatial spread as well as kin relations by degree of kinship. It also classifies

various other social relationships after a careful consideration of each of their characteristics and analyzes them based on how these social relationships form layers, as explanatory variables, and who uses farmlands through the transfer of farmland rights as explained variables.

The following area was selected as study area: the Kamihata settlement in Minami Awaji City, Hyogo Prefecture, located on the Mihara Plain of Awaji Island, where even small farms in the settlement show an intensive use of farmland all year around. On the Mihara Plain, the “three crop” rotation system — a combination of paddy rice, onions, and cabbages, or paddy rice, lettuce, or Chinese cabbages — has been widely promoted.

On the Mihara Plain, the recipients did not attempt to increase profitability and the farmland transfers were motivated by non-economic factors. In the past, after a farm’s retirement, its farmland was generally transferred among farm households through kinship or same neighborhood relations in order to maintain the “farmland as a family property” and as “farmland of the settlement.” However, it gradually became difficult to secure farmland recipients solely through such relations. In order to sustain the farmlands within the settlement, farm households with a sufficient labor force were passively forced to take on the farmlands of landowners with whom they had no neighborhood or kinship relations. Consequently, full-time farmers with a sufficient labor force undertook the farming of additional farmlands simply because they were located in the same settlement. On the other hand, in the case of transfers of farmland rights extending to farms in other settlements, the main recipients were part-time farm households who took on these farmlands to sustain social relationships such as *kesshaen* or kinship relations with the landowners. In addition to transfers of farmland rights within the settlement, those outside the settlement were promoted based on the same district, *kesshaen*, or kinship relations. While same-settlement relations were the basis for sustaining farmlands within a settlement, territorial relations of a wider range than a settlement, *kesshaen* and kinship relations contributed to the sustainability of farmlands outside a settlement.

**Key words:** Transfer of farmland rights, social relationships, group farming, farmland as family property, Awaji Island